

○建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料一覧（新規認定・変更認定）

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位		
			新規認定	変更認定			
市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合（事前審査有り）	一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）		性能基準・仕様基準	6,000	3,000	戸	
	一戸建ての住宅以外の住宅（右欄の額を合算 ※）	住戸の部分の申請に係る戸数 （区分単位：戸）	1	性能基準 仕様基準	6,000	3,000	件
			2以上～5以下		11,000	7,000	
			6以上～10以下		18,000	11,000	
			11以上～25以下		31,000	18,000	
			26以上～50以下		51,000	31,000	
			51以上～100以下		91,000	55,000	
			101以上～200以下		144,000	86,000	
			201以上～300以下		182,000	110,000	
			301以上		195,000	117,000	
			300以内		11,000	7,000	
	共用部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300超～1,000以内	標準入力法	19,000	11,000		
		1,000超～2,000以内		31,000	18,000		
		2,000超～5,000以内		91,000	54,000		
		5,000超～10,000以内		142,000	85,000		
		10,000超～25,000以内		180,000	108,000		
		25,000超		224,000	135,000		
	その他の部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	300以内	標準入力法・主要室入力法 モデル建物法	11,000	7,000		
		300超～1,000以内		19,000	11,000		
		1,000超～2,000以内		31,000	18,000		
		2,000超～5,000以内		91,000	54,000		
		5,000超～10,000以内		142,000	85,000		
		10,000超～25,000以内		180,000	108,000		
	住宅以外の建築物の床面積の合計 （区分単位：㎡）	25,000超	標準入力法 モデル建物法	224,000	135,000		
		300以内		11,000	7,000		
		300超～1,000以内		19,000	11,000		
		1,000超～2,000以内		31,000	18,000		
		2,000超～5,000以内		91,000	54,000		
5,000超～10,000以内		142,000		85,000			
10,000超～25,000以内	180,000	108,000					
25,000超	224,000	135,000					

※各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※複数棟認定の場合は、各棟の額を合算してください。

○建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料一覧（新規認定・変更認定）

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位
			新規認定	変更認定	
一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）	性能基準	性能基準	39,000	20,000	戸
		仕様基準	19,000	10,000	
	1	性能基準	39,000	20,000	
		仕様基準	19,000	10,000	
	2以上～5以下	性能基準	78,000	40,000	
		仕様基準	37,000	19,000	
	6以上～10以下	性能基準	110,000	58,000	
		仕様基準	53,000	29,000	
	11以上～25以下	性能基準	155,000	81,000	
		仕様基準	78,000	42,000	
26以上～50以下	性能基準	222,000	116,000		
	仕様基準	116,000	63,000		
51以上～100以下	性能基準	320,000	169,000		
	仕様基準	177,000	98,000		
101以上～200以下	性能基準	432,000	231,000		
	仕様基準	251,000	140,000		
201以上～300以下	性能基準	568,000	302,000		
	仕様基準	326,000	181,000		
301以上	性能基準	666,000	352,000		
	仕様基準	370,000	204,000		
共用部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	標準入力法	300以内	122,000	63,000	件
		300超～1,000以内	154,000	79,000	
		1,000超～2,000以内	202,000	104,000	
		2,000超～5,000以内	314,000	166,000	
		5,000超～10,000以内	403,000	216,000	
		10,000超～25,000以内	482,000	258,000	
25,000超	562,000	303,000			
その他の部分の床面積の合計 （区分単位：㎡）	標準入力法・主要室入力法	300以内	254,000	129,000	
		モデル建物法	98,000	50,000	
	300超～1,000以内	標準入力法・主要室入力法	319,000	162,000	
		モデル建物法	125,000	64,000	
	1,000超～2,000以内	標準入力法・主要室入力法	412,000	209,000	
		モデル建物法	163,000	85,000	
	2,000超～5,000以内	標準入力法・主要室入力法	589,000	303,000	
		モデル建物法	265,000	141,000	
	5,000超～10,000以内	標準入力法・主要室入力法	725,000	377,000	
		モデル建物法	346,000	187,000	
	10,000超～25,000以内	標準入力法・主要室入力法	857,000	446,000	
		モデル建物法	416,000	226,000	
	25,000超	標準入力法・主要室入力法	978,000	511,000	
		モデル建物法	487,000	266,000	
住宅以外の建築物の床面積の合計 （区分単位：㎡）	標準入力法・主要室入力法	300以内	254,000	129,000	
		モデル建物法	98,000	50,000	
	300超～1,000以内	標準入力法・主要室入力法	319,000	162,000	
		モデル建物法	125,000	64,000	
	1,000超～2,000以内	標準入力法・主要室入力法	412,000	209,000	
		モデル建物法	163,000	85,000	
	2,000超～5,000以内	標準入力法・主要室入力法	589,000	303,000	
		モデル建物法	265,000	141,000	
	5,000超～10,000以内	標準入力法・主要室入力法	725,000	377,000	
		モデル建物法	346,000	187,000	
	10,000超～25,000以内	標準入力法・主要室入力法	857,000	446,000	
		モデル建物法	416,000	226,000	
	25,000超	標準入力法・主要室入力法	978,000	511,000	
		モデル建物法	487,000	266,000	

※各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※共同住宅等の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※複数棟認定の場合は、各棟の額を合算してください。